

児童手当現況届・子育て世帯臨時特別給付金のお知らせ

☎ 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

児童手当現況届

児童手当を受給されている方には、毎年1回「現況届」を提出していただくことになっています。これは、引き続き児童手当を受給する資格があるかどうかを6月1日現在の養育状況により認定するためのものです。また、所得制限があり、前年の所得の確認も必要です。

6月中旬までに現況届を郵送しますので、添付書類を確認の上、期限までに必ず提出してください。期限までに提出がない場合は、受給資格があっても手当の支払が受けられなくなりますのでご注意ください。

子育て世帯臨時特別給付金

昨年度の引き続き、今年度も子育て世帯臨時特別給付金を支給します。

【支給対象者】 平成27年度6月分の児童手当を受給される方（支給基準日：平成27年5月31日）

※ただし、特例給付（児童を扶養している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

【対象児童】 支給対象者の平成27年度6月分の児童手当の対象となる児童

※今年度は「臨時福祉給付金」の対象となる児童も「子育て世帯臨時特別給付金」の対象となります。

【給付額】 児童手当対象児童一人につき3,000円



届出・申請方法

「児童手当現況届」および「子育て世帯臨時特別給付金申請書」を6月中旬に送付しますので、届出書等に必要事項をご記入の上、子ども課子ども支援係（役場2階①窓口）へ提出してください。（郵送可）

—消費者見守り情報 No.54— ～洗濯用パック型液体洗剤に気を付けて！～

☎ 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 または長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

洗濯用パック型液体洗剤は、新たな形の洗濯用洗剤として、日本でも製造販売が行われています。計量の必要がなく使いやすいという利点があるものの、フィルムが破れ、洗剤が口や目に入る等の事故が多く発生しています。フィルムは水に溶けやすいため、子供が握ったり噛んだり遊んでいるうちに、破れてしまうケースが多く、特に3歳以下の乳幼児に被害が集中（被害の72.4%）しています。また、ほとんどの事故はフィルムが破れ中身が出て口や目に入ったというものです。

国内で販売されている代表的なパック型液体洗剤は、簡単には破れない強度を持ちながら、わずかな水で溶け出し洗濯している間に溶けきる特殊フィルムで包まれています。フィルムはもともと水に溶けやすいものなので、濡れた手で触れない、高温・多湿を避けて保管するなどの注意が必要です。被害の多い3歳までの子供は、身の回りにある物を無意識に口に入れてしまうという、発達段階での行動特性があるため、特に注意が必要です。

ついては、以下の点について注意を払ってください。

①洗剤は子供の手の届くところには置かないようにしましょう。

洗濯用パック型液体洗剤のフィルムは、水に溶けやすいため、舐めたり口に入れたりすると、唾液によりフィルムが溶け、誤って洗剤を飲んでしまうおそれがあります。また、濡れた手で握っているとフィルムが破れ洗剤が飛散し、目や口に入る可能性があります。色がきれいだったり、感触がおもしろかったりして子供が興味を持ちやすく、おもちゃにする可能性が高いので置き場所には特に注意しましょう。

②洗剤を使用後は、必ずフタをしっかり閉めて、決まった置き場所にすぐ戻すよう習慣づけましょう。

少しの間でも、床などに置いた際に子供が触ってしまい、事故になるケースがあります。

③パック型液体洗剤を濡らさないように、気を付けましょう。

水に濡れると溶けやすいフィルムのため、濡れた手で触ったり、フタを開けたまま保管すると、洗剤同士が付いてしまうことがあり、それを剥がそうとして、フィルムが破れ中身が飛び出ることがあります。

【もし、事故に遭ってしまったら？ ～対処方法～】

●飲んではしまった場合

できるならば口をすすがせ、水又は牛乳を少量飲ませて、受診する。
吐物が気管に入ってしまうおそれがあるため、無理に吐かせない。

●目に入ってしまった場合

こすらずに、すぐに水で10分以上洗い流して、受診する。

●皮膚についた場合

すぐに大量の流水で洗う。付着した衣服は脱ぐ。

